

社会保障論評26-010号 (作成日: 2026年5月30日)

「生存権保障を実現するために」

- 当論評26-006・007号で「ベーシック・インカムの本質」について論じたが、今回は、一歩踏み込んで、生存権保障の実現について考えてみたい。日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と高らかに宣言している。
- 「ベーシック・インカム」は、その生存権保障の手段である。財源的制約に対して、「通貨発行権」を国民の権利とする苦肉の策が出てきているが、もっと直接的に、「生存権クーポン」を発行すればよい。問題は、それによって生存権が保障できるかどうかになる。
- 日本国憲法の制定時点において、日本は敗戦による廃墟と化しており、全国民に生存権保障を行う余力はなかったであろう。国全体としての国力は足りていて、分配の公平性の問題であったとは考えにくい。「闇米を拒否して餓死した裁判官」まであった時代である。
- よって、生存権保障を行うためには、国力の増強が必要である。日本は、戦後の復興で、この要件を満たせるようになったのではないかと想定される。その状態に到れば、分配の公平性を改善し、生存権保障を、理想ではなく、実現すべき政策とする素地が生まれる。
- だが、国力の増強の過程で考える必要があるのが、全国民に生存権クーポンを配布した場合、それが個々の国民の労働意欲に、どのような影響を及ぼすのか、という点である。これが「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」とのマルクスの主張に関わってくる。
- 「必要に応じて受け取る」ベーシック・インカムを成立させるためには、「能力に応じて働く」ことが求められる。ただ、マルクスの時代には、労働は近代的なものではなかったろうから、今日的な言葉にすれば、「能力に応じて貢献する」ということになるだろう。
- 国民全員に生存権クーポンを配布することは、「必要に応じて」に反するし、受領した人にとっては、苦勞して追加的な労働を行う意欲を削ぐことになるだろう。それが、官僚的支配とあいまって、旧ソビエトのソホーズ・コルホーズで起きた状況だったと思われる。
- それ故に、私は、全国民を対象とする生存権クーポンや類似する考え方には与しない。必要な人に必要な資金を貸し付け、それを将来の所得にかかる追加税金で返済してもらう形を考えているのである (https://www.ne.jp/asahi/kubonenkin/company/07_Kubo.pdf)。
- これに対し、「借りたものは返す」というのは、現在の奨学金問題に見られるように、過酷ではないかという批判があり得る。ただ、これは、将来の所得から無理ない形での返済を求めるものであり、通常の「借金」とは次元の異なるものであることを理解されたい。
- 最終的に返せない部分については、共同体が受容するしかない。それが、共同体の宿命であり、存在意義であろう。共同体への「返済」については、ボランティア等の活動などにソーシャル・クレジットを付し、それを返済にあてられる仕組みも考えられるであろう。
- あるいは、コロナ騒動の際に、エッセンシャル・ワーカーと持ち上げられながらも、低賃金のままであった労働者に、ソーシャル・クレジットを上乗せする仕組みも考えられる。尊厳ある生存権の保障、それこそが共同体に求められる責務ではないだろうか。(以上)